

令和5年  
5月号

# 濱田会計事務所通信

令和5年5月1日発行 Vol.69

今回も消費税の適格請求書等保存方式（インボイス方式）についての解説です。

令和5年4月に消費税法等の一部が改正され、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して所要の見直しが行われました。

すでにインボイス発行事業者として登録されている事業者の方はもちろん、これからインボイス発行事業者になることを検討される事業者の方などにも影響のある事項ですので、ご確認ください。

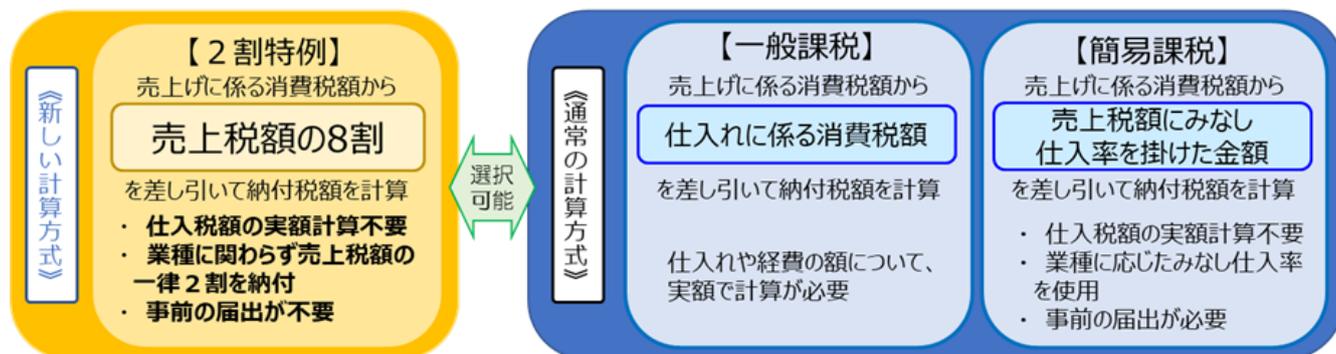


ヤマサ蒲鉾(株) 芝桜の小道

## 免税事業者がインボイス発行事業者となる場合の2割特例の概要

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができます（いわゆる2割特例）。

この場合、納付税額は売上げた際に受け取った消費税の2割相当額となります。



2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象です。したがって、基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者の方、資本金1千万円以上の新設法人、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1カ月又は3カ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の対象とはなりません。

2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。

2割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます



## 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置の概要

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者（「基準期間」とは、個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度のことをいい、「特定期間」とは、個人事業者については前年1月から6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。）は、少額（税込1万円未満）の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる事となりました。これは取引先がインボイス発行事業者であるかどうかは関係なく、免税事業者であっても同様です。

ここで言う課税売上高とは消費税の課税対象となる売上高を言うので、土地の売上や居住用家賃の賃貸収入は含まれません。また、土地を除く事業用の資産を売却した場合はその売却金額は課税売上高に含まれます。

少額特例は、少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存を不要とするものであり、インボイス発行事業者の交付義務が免除されているわけではありませんので、インボイス発行事業者は課税事業者からインボイスを求められた場合には交付する必要があります。

少額特例は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間が適用対象期間となります。令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れが適用対象となりますので、たとえ課税期間の途中であっても令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、少額特例の対象とはなりませんので、仕入税額控除を受けるためには、原則として、インボイスと一定の事項を記載した帳簿の保存が必要となります。

少額特例は税込1万円未満の課税仕入れが適用対象となります。

「税込1万円未満の課税仕入れ」に該当するか否かについては、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定するため、課税仕入れに係る一商品ごとの金額により判定するものではありません。

したがって、5,000円の商品と7,000円の商品を同時に購入した場合（合計12,000円）には、少額特例の対象とはなりません。



## 事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。YouTube 動画配信もしておりますので、右のQRコードより是非御覧下さい。

### 【最近の動画】

- ・証券会社に強く勧められた投資信託を1年半所有した結果
- ・マイナンバーカードで戸籍の附票を取ってみた
- ・1分で分かる決算書の見方



YouTube  
チャンネル



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

